

観光施設における公共用 EV 充電設備導入仕様書

この仕様書は、市が保有する観光施設（以下「市有施設」という。）における公共用 EV 充電設備の設置について、設置事業者に求める仕様を示したものです。

1. 貸付物件の概要

(1) 施設名・設置場所

- ・八代よかところ物産館（駐車場の一部） 八代市上日置町4459-1
- ・日奈久ゆめ倉庫（駐車場の一部） 八代市日奈久中町516

(2) 貸付期間

充電設備設置場所の貸付期間は、運用開始後8か年が経過した日が属する年度の末日までの期間とし、貸付賃は無償とする。ただし、市との協議により、当該期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

2. 設置する充電設備の種類

原則、急速充電器（出力 90kW 以上）1口以上とする。また、充電時の電力については、原則として実施事業者が、新規に電線引込工事を行った上で、小売電力事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。なお、施設状況や事業採算性等を踏まえ、急速充電器 50kW 以上の提案も可とする。

※原則、施設に設置される充電器の口数と、同時使用可能な充電器の口数は等しくすること。

3. 設置事業者の遵守事項

- ア 上記1（1）に示す候補施設への充電設備の設置（電線の新規引込工事や必要に応じて行う屋根の取り付け工事等を含む）
- イ 上記1（2）に示す実施期間における充電設備の維持管理（機器の修繕や更新等を含む）
- ウ 施設利用者への充電サービスの提供及び運営、並びにこれに必要な認証機能及び利用実績を管理するシステムの維持管理等（充電課金システム等を含む）
- エ 利用者への周知・広報
- オ 使用実態等の各種データの収集、及び市への提供

4. 事業費用

充電設備の設置および運用に関する費用（終了時における撤去を含む）は、すべて実施事業者の負担とし、市は一切費用を負担しない。

なお、本事業の実施期間（当該期間が延長された場合は、延長後の実施期間）終了後、

実施事業者は速やかに原状回復を行うものとする。その際、原状回復の範囲等については、市と協議の上、定めるものとする。

5. 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

6. 運営・問い合わせ対応

- (1) 利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するため、組織化された運営体制を確立し、常時、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに本市への報告を行うとともに、復旧等の適切な措置を講じること。
- (3) 利用者の個人情報法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ対策を講じること。

7. 事業報告

設置事業者は、利用実態に関する各種データを収集し、当該データを市へ提供すること。

8. その他

- (1) 観光施設に、充電設備及び附帯設備（電線、引込電柱、引込開閉器箱等）を設置する際には、できる限り風致及び美観、機能を害しないものとする。
- (2) 各施設への充電設備の設置可否については、実施事業者による提案内容や設計等を踏まえ、市において最終的に判断する。
- (3) 充電設備の設置場所の使用料については、期間中、無償とする。
- (4) 実施事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (5) 実施事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意を払い、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。
- (6) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので仕様書にない事項が生じた場合は、市と協議した上で業務を進めること。